

宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

1. 専決処分の内容

(1) 国保税の減額（第23条関係）

国保税の5割軽減世帯及び2割軽減世帯の軽減判定の対象となる所得基準額の算定において被保険者数に乘すべき金額を引上げることにより、低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の拡充を図る。

【5割軽減世帯の拡大】

(改正前) 基準額：33万円＋27万5千円×被保険者数

↓

(改正後) 基準額：33万円＋28万円×被保険者数

【2割軽減世帯の拡大】

(改正前) 基準額：33万円＋50万円×被保険者数

↓

(改正後) 基準額：33万円＋51万円×被保険者数

収入に置き換えると・・・

例1 給与収入で夫、妻、子どもの3人世帯の場合

	5割軽減	2割軽減
改正後	192万円以下	291万円以下
改正前	188万円以下	283万円以下

例2 年金収入で2人世帯(夫269万円、妻120万5千円)

	5割軽減	2割軽減
改正後	343万5千円以下	389万円以下
改正前	340万円以下	380万円以下

【改正の理由】

政府の経済政策の一環として国保税の軽減措置の対象が拡充されました。

5割軽減世帯については、これまで所得判定基準額の33万円に国保被保険者1人につき27万5千円を乗じて得た額を加算した額以下の場合、軽減措置の対象としましたが、今回28万円に引き上げられ対象者が拡充されました。

2割軽減世帯については、これまで所得判定基準額の33万円に国保被保険者1人につき50万円を乗じて得た額を加算した額以下の場合、軽減措置の対象としましたが、今回51万円に引上げられ対象者が拡充されました。

今回の拡充により、均等割37名が軽減対象となる見込みです。

2. 専決処分日 平成31年3月29日

3. 施行期日 平成31年4月1日